

京都市国際交流会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年11月21日

京都市長 門川 大作

京都市規則第44号

京都市国際交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市国際交流会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日」を「利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の12箇月前の月の初日」に改め、同条各号を削る。

第5条に次の1号を加える。

(3) 利用日の6箇月前までに利用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合 5分の4に相当する額

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

（総務局国際化推進室）